

あびら 議会だより



在りし日のD51の雄姿

第70号

2023年11月

● 9月定例会

安平町史編さん委員会設置条例を可決！

● 各委員会報告

議会のペーパーレス化を検討！

農作物生育状況調査を実施！ ほか

● 一般質問〔18件〕

7名の議員が町政を問う！

安平町史編さん委員会 設置条例を可決！

令和5年

第6回

定例会

9月20日～21日

9月20日から21日までの2日間にわたり開催した第6回定例会では、令和4年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告を受け、令和4年度各会計決算の認定については決算審査特別委員会を設置し付託することに決定。その他、安平町史編さん委員会設置条例の制定と安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更のほか、財産の取得（氷上整備車購入）について審議した後、令和5年度一般会計補正予算を含む4会計の補正予算の審議を行い、5件の意見書（案）の採択について審議しました。

審議した案件

報告

▼例月出納検査報告

令和5年5月の検査において、監査委員から意見が付記された報告がなされました。

町外業者からの消耗品の購入について

消耗品や印刷製本費等は可能な限り町内業者を活用する旨、令和4年度安平町予算執行方針において通知されていますが、特殊性のない一般的な消耗品が町外業者から購入されていたため、令和4年10月20日付け安監査第384号及び令和5年2月22日付け安監査第

572号においては是正するよう意見を付したところで

その後、令和5年4月1日付けの令和5年度予算執行方針において、町内業者の活用とともに町内業者で購入できない場合は事前に政策推進課長と協議をするように全職員に周知がなされております。

しかしながら、令和5年6月出納検査において事前協議のないままコピー用紙など特殊性のない消耗品が町外業者から購入されておりました。

このような行為は監査委員の意見を無視する許しがたい行為であり、さらには役場内部の統制体制が欠如していると言わざるを得ません。

よって今後このようなことがないよう改めて是正を求めるとともに、住民福祉の増進を図るといふ地方自治法の規定に基づき予算を執行するよう強く求めます。

▼令和4年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和4年度安平町財政健全化判断比率については、4指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）とも早期健全化基準を下回り、健全な比率となっている。

また、水道事業会計・公共下水道事業特別会計も資金不足が生じていないとの報告がなされた。

（本件の内容及び用語については、広報あびら10月号に詳細な記事が掲載されていますので、そちらをご覧ください）



決算の認定

監査委員の審査意見を付して提出された令和4年度各会計決算の認定については、会計ごとに概要説明を受けた後、多田政拓議長と議会選出監査委員（小笠原直治議員）を除く10名の委員で構成する決算審査特別委員会（高山正人委員長、梅森敬仁副委員長）を設置し、これに付託のうえ、議会閉会中に審査を行うことに決定しました。

決算審査特別委員会は10月26日と27日の2日間に渡り議場において行われます。（委員会は、あびらチャンネルとインターネットでライブ中継いたします）

条例の制定

1件の条例の制定について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼安平町史編さん委員会設置条例の制定について

合併20周年を迎える令和9年度に発行を予定してい

る安平町史の編さん業務を円滑に推進するため20名以内の委員をもって構成する委員会を設置するもの。
委員の任期は町史編さんが完了するまでとし、委員会は町長の諮問に応じ次の事項について審議する。
(1) 町史の編さんに関する計画及び方針の策定
(2) 町史編さんに係る事業の計画及び運営に関すること
(3) その他町史編さんに関すること

昭和 平成 令和



解説

【委員の選任について】

町史編さん委員会の委員は、次に掲げる分野の方から組織され、町長が委嘱します。

- ① 健康・福祉分野
- ② 産業・観光分野
- ③ 教育分野
- ④ 文化・体育分野
- ⑤ 学識経験者等

条例の一部改正

1件の条例の一部改正について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例の制定について

平成14年に旧追分町が建設した安平町米麦乾燥調製施設の利用料金について、令和5年度から電気料金が値上げされたことに伴い、6月29日に開催された追分米麦乾燥調製施設運営委員会で承認を受け、指定管理

者のとまこまい広域農業組合から利用料金変更承認申請書の提出があったことにより利用料金の上限額を改定するもの。

乾燥調製する場合、60キログラム当たり米は689円を114円増額して803円に、小麦は1459円を90円増額して1549円に上限額をそれぞれ改定するもの。

規約の変更

▼北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

安平町が加入している一部事務組合において、後志広域連合が新たに加入したことにより規約で定める別表を改正するもので、原案のとおり可決しました。

財産の取得

1件の財産の取得について審議を行い、原案のとおり可決しました。

・ 財産の種類
氷上整備車購入事業

・ 契約の相手方
東京都豊島区巢鴨
2丁目6番1号

株式会社
パティネレジャー
代表取締役 小林 一志
取得の目的
安平町スポーツセンター
氷上整備車の購入
取得の方法
随意契約
取得の価格
3520万円

・ 取得の時期
令和5年12月

・ 支払方法
全額一括払い

補正予算

▼一般会計補正予算（第4号）

歳入では個人町民税の課税決定及び普通交付税の交付額決定等による増額と、歳出では凍上による道路舗装修繕箇所が増えるもので、歳入歳出それぞれ7080万4千円を追加し、予算の総額を86億2208万7千円とするもの。

歳出の主なもの

(100万円以上)

○総務費

- ・議会運営(デジタル化推進事業)
- 586万2千円増

- ・公用車管理経費
- 287万1千円減

- ・庁舎管理経費
- 234万8千円増

- ・町有施設管理経費
- 568万円増

- ・過年度還付金等経費
- 197万6千円増

- ・土地開発基金積立金
- 1500万円増

○民生費

- ・ぬくもりセンター施設管理経費
- 204万1千円増

- ・しよוגがい者自立支援事業経費
- 210万2千円増

○農林水産業費

- ・生産振興対策事業経費
- 837万5千円増

- ・環境保全型農業直接支援対策事業経費
- 296万1千円増

- ・経営所得安定対策推進事業経費
- 330万円減

○商工費

- ・商工振興事業経費
- 407万5千円増

- ・安平町商工会補助金
- 509万8千円増

- ・故郷産品開発奨励事業
- 140万円増

○土木費

- ・道路施設等維持管理経費
- 1634万4千円増

- ・河川維持管理経費
- 470万8千円増

- ・都市計画事務経費
- 272万8千円増

- ・公営住宅整備事業
- 299万円増

○教育費

- ・学校施設管理経費
- 215万4千円増

- ・教育団体等補助金
- 1000万円増

- ・育英基金積立金
- 100万円増

- ・公民館施設管理経費
- 4554万6千円減

- ・体育施設管理経費
- 112万4千円増

- ・野球場施設管理経費
- 277万8千円増

○給与費

- ・職員等人件費
- 1191万2千円増

○予備費

- ・予備費
- 200万円増

歳入の主なもの (100万円以上)

○町税

- ・個人町民税(現年度課税分)
- 2995万3千円減

- ・固定資産税(現年度課税分)
- 2804万4千円減

○地方交付税

- ・普通交付税
- 1億6534万2千円増

○分担金及び負担金

- ・農地耕作条件改善事業負担金
- 146万2千円減

○国庫支出金

- ・農地耕作条件改善事業補助金
- 146万3千円増

○道支出金

- ・持続的畑作生産体系確立緊急事業補助金
- 837万5千円増

- ・環境保全型農業直接支援対策事業補助金
- 222万円増

- ・経営所得安定対策推進事業補助金
- 330万円減

○財産収入

- ・株券払戻金
- 157万4千円増

○繰入金

- ・財政調整基金繰入金
- 1064万4千円増

- ・まちづくり基金繰入金
- 1151万5千円増

- ・ふれあい基金繰入金
- 100万円減

○諸収入

- ・過年度収入
- 730万9千円増

- ・いきいきふるさと推進事業助成金
- 157万円増

○町債

- ・臨時財政対策債
- 955万8千円減

- ・教育施設債
- 2100万円減

- ・緊急防災・減災債
- 4570万円減

◇国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

一般被保険者療養費及び出産育児一時金等の不足見込みによる保険給付費の増額が主なもので、歳入歳出それぞれ210万2千円を追加し、予算の総額を9億615万8千円とするもの。

◇介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

保険事業勘定小規模多機能型居宅介護の利用者増による地域密着型介護予防サービス等給付費の不足による増額が主なもので、歳入歳出それぞれ188万1千円を追加し、予算の総額を11億1947万1千円とするもの。

・介護サービス事業勘定グループホームさかえの外壁補修工事及び火災通報装置交換並びに給湯器取替の工事請負費の増により、予備費を充当することによる財源補正。



グループホームさかえ

◇公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

国の要請により来年度から特別会計から公営企業会計へ移行することによる令和4年度実施事業分の固定資産台帳の作成にかかる委託料で、歳入歳出それぞれ202万4千円を追加し、予算の総額を7億9986万1千円とするもの。

意見書

議員から提出された5件の意見書については、次のとおり決定しました。

① 現行の健康保険証の存続を求める意見書

【起立採決により賛成反対同数のため、議長採決により原案可決】

議員名	賛否
工藤 秀一	×
米川 恵美子	○
小笠原 直治	○
鳥越 真由美	×
田村 興文	欠席
工藤 隆美	×
三浦 恵美子	×
箱崎 英輔	×
内藤 圭子	○
高梅 正敬	○
多田 山森	×
多田 政拓	（議長）

② 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書

【起立採決により賛成反対同数のため、議長採決により原案可決】

議員名	賛否
工藤 秀一	×
米川 恵美子	○
小笠原 直治	○
鳥越 真由美	×
田村 興文	欠席
工藤 隆美	×
三浦 恵美子	○
箱崎 英輔	×
内藤 圭子	○
高梅 正敬	○
多田 山森	×
多田 政拓	（議長）

③ 再審法制の改正を求める意見書

【起立採決により賛成反対

同数のため、議長採決により原案可決】

議員名	賛否
工藤 秀一	×
米川 恵美子	○
小笠原 直治	○
鳥越 真由美	×
田村 興文	欠席
工藤 隆美	×
三浦 恵美子	×
箱崎 英輔	×
内藤 圭子	○
高梅 正敬	○
多田 山森	×
多田 政拓	（議長）

④ ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

【原案可決】

⑤ 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

【原案可決】

可決された意見書は安平町議会議長名で、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣特命担当大臣（国土強靱化）、総務大臣、財務大臣、法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣に提出しました。

第5回 臨時会

7月21日に臨時会を開催。人事案件と補正予算をそれぞれ1件ずつ審議しました。

人事案件

▼安平町固定資産評価員の選任の同意について

7月18日付け人事異動により固定資産評価員に菊地健氏（税務住民課長）の選任の同意を求めるもので、原案のとおり同意しました。

行政報告

▼「修繕代金返還請求事件」にかかる訴訟について

行政報告で訴訟について報告があり、令和4年度予算で実施された「はやきたこども園」の床増張工事（床の重ね張り工事）、工事費374万円について、安平町長を被告として①安平町が学校法人リズム学園に対し工事費374万円の支払いを請求する、②訴訟費用は

安平町の負担とすることの訴状及び呼出状が令和5年6月26日付けで札幌地方裁判所から送達されたことから、町は顧問弁護士を訴訟代理人とすることの報告がなされ、次のとおり訴訟費用の補正予算案が提出されました。

補正予算

▼一般会計補正予算（第3号）

訴訟経費の計上による補正。歳入歳出の総額に223万5千円を追加し、予算の総額を85億5128万3千円とするもので、原案のとおり可決されました。

歳入の主なもの

（100万円以上）

○総務費

・訴訟経費 223万5千円増

歳入の主なもの

（100万円以上）

○繰入金

・財政調整基金繰入金 223万5千円増